

●香川県告示第362号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成29年12月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 施行者の名称

東かがわ市

2 都市計画事業の種類及び名称

東かがわ市都市計画下水道事業 東かがわ市公共下水道

3 事業施行期間

昭和53年3月14日から平成36年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成22年香川県告示第81号の事業地から、東かがわ市三本松の一部の区域を削る。

(2) 使用の部分

平成22年香川県告示第81号の事業地から、東かがわ市中筋、西村及び横内の一部の区域を削る。